

# 「共育てハンドブック（仮称）」作成業務委託

## 企画提案募集要領

### 1 委託業務名

「共育てハンドブック（仮称）」作成業務委託

### 2 委託予定額

7, 543, 000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

### 3 委託業務の内容

男性の家事・育児参加を推進するため、家事・育児のヒント集である「共育てハンドブック（仮称）」（以下、「ハンドブック」という。）を作成し、意識改革及び基本的スキルの取得を促すことにより、共育てしやすい環境を作る。

平成24年に、埼玉県が男性育児初心者向けのヒント集として作成した「イクメンの素」が、作成後相当期間経過したため、家事の内容を付記し、育児についても子供の対象年齢を拡大（0歳～小学校低学年程度）することにより、内容を抜本的に見直し、充実させる。

※詳細は別紙「『共育てハンドブック（仮称）』作成業務委託仕様書」のとおり。

### 4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により埼玉県における一般競争入札の参加を制限されていない者であること。
- (2) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付入審第513-1号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年3月31日付入審第97-1号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

### 5 企画提案競技に関する事項

#### (1) スケジュール

実施要領掲載	令和6年2月22日（金）
質問受付	令和6年2月22日（金）～3月4日（月）
質問への回答	令和6年3月6日（水）
企画提案書受付	令和6年2月22日（金）～3月19日（火）
審査結果通知	令和6年3月25日（月）～3月29日（金）

#### (2) 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 企画提案参加申込書（様式1）

イ 企画提案書（A4横で作成、様式は任意、15ページ以内）

別紙『「共育てハンドブック（仮称）」作成業務委託』の内容を踏まえ、以下の内容を記載すること。

（ア）事業計画

- ・作成の概要・コンセプト・構成
- ・「共育てハンドブック（仮称）」に記載すべき項目・内容
- ・家事・育児に関心が持てない男性に読んでもらうための工夫
- ・（紙媒体での配布は実施しない予定のため）電子版であっても読んでもらうための工夫
- ・監修を依頼する3分野の有識者・専門家のリスト（①家事②育児（0歳から3歳）③子育て（4歳から小学校低学年程度））  
※自社に知見があり、監修を外部に依頼しない場合はその旨を記載
- ・内容の正確性を担保する仕組み（校閲等）
- ・その他工夫する点

（イ）予算内で仕様書の内容に追加できる独自企画案があれば記載する

※例に縛られず、自由に提案してください。

- ・「共育てハンドブック（仮称）」の内容の充実に関すること  
例）インフルエンサーのコラム、子育て当事者の声を紹介（妻から夫への要望等）
- ・「共育てハンドブック（仮称）」作成プロジェクトの管理に関すること  
例）プロジェクトマネジメント

（ウ）本事業と同趣旨の冊子等の作成、受託実績

（エ）その他必要な事項、アピールポイント

ウ ページサンプル

- ・別紙『「共育てハンドブック（仮称）」作成業務委託』の内容を踏まえ、本事業を受託した場合の成果物のサンプルを作成
- ・作成ページ数は2～3ページ（1ページあたりのサイズはA5縦、A4横見開きでの作成も可）
- ・イラストを用いること
- ・ただし、過去に本事業と同趣旨の冊子等を作成した場合は、過去の成果物を提出することにより、ページサンプルの提出に替えることができる。

エ 委託料見積書

- ・宛名は「埼玉県知事 大野元裕」とする。
- ・「2委託予定額」に掲げる上限金額の範囲内で作成し、項目・単価等の内訳を明らかにすること。

オ 会社概要等

- ・パンフレット等、法人の事業概要が分かるもの

カ 参加資格を満たしている旨の誓約書（様式2）

## 6 企画提案書等の提出方法等

（1）提出方法

電子メール

※電子メール送信後、提出した旨を下記電話番号に連絡すること。

（2）提出先

埼玉県福祉部少子政策課 総務・企画担当

電話 048-830-3269

メール [a3320-46@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3320-46@pref.saitama.lg.jp)

(3) 提出期限

令和6年3月19日(火)午後5時必着

(4) その他

ア 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。

イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。ただし、県の指示による場合はこの限りではない。

ウ 企画提案書等の作成に係る経費は提案者の負担とする。

エ 本委託業務に係る説明会は開催しない。

オ 本企画提案は事業者の選定を目的としており、契約に当たっては提案書の内容に拘束されない。

## 7 質問事項の受付

募集要領の内容に関する質問は次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年3月4日(月)午後5時必着

(2) 質問方法

「企画提案募集要領の内容に関する質問書」(様式3)に記入の上、電子メールで提出すること。※電子メール送信後、提出した旨を下記電話番号に連絡すること。

(提出先アドレス) [a3320-46@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3320-46@pref.saitama.lg.jp)

(電話番号) 048-830-3269

(3) 回答方法

質問を行った事業者名を伏せた上で、令和6年3月6日(水)までに、本実施要領を掲載したホームページに回答を掲載する。

なお、電話による質問には、軽易なものを除き応じない。

## 8 主な評価項目

- ・提案内容が着実に遂行できる実施体制であるか。
- ・事業を実施できる実績やノウハウがあるか。
- ・事業の実施目的に合致した提案内容となっているか。
- ・家事・育児に関心の無い男性に読んでもらうための工夫があるか。
- ・専門家の監修・外部校閲等、内容の正確性を担保する仕組みとなっているか。
- ・予算内で仕様書の内容に追加できる独自企画案は、事業効果を高めるものになっているか。
- ・提案内容が男性の家事・育児参加についての意識改革・スキル取得について効果的な内容となっているか。
- ・経費の見積内容の項目や算出根拠は妥当か。
- ・分かりやすい構成になっているか。
- ・デザイン、イラストが馴染みやすいものであるか。

## 9 契約先候補者の決定方法

(1) 県は企画提案競技審査委員会を設置し、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、書面により審査を行う。企画能力や業務実施能力などを総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を契約先候補者に決定する。

(2) 企画提案競技に参加する者が1者の場合には、企画能力や業務実施能力などを総合的に審査し、本業務の受託者として適当であると認めた場合に、契約先候補者に決定する。

(3) 審査結果通知日：令和6年3月25日(月)～3月29日(金)

## 10 契約の相手方の決定方法

- (1) 県は、契約先候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴取し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。
- (2) 契約先候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に契約候補先に事故のある場合等契約先候補者としての資格要件を失った時は、契約先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、企画提案競技審査委員会において評価点が2番目に高かった者を新たに契約先候補者とする。
- (3) 当該企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになった時は、企画提案競技の決定を取り消す。

## 11 参考事項

育児初心者の方の男性向けの育児（0歳～3歳）ヒント集「イクメンの素（もと）」については、以下のURL（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/ikumen/ikumen.html>）に掲載している。

## 12 その他留意事項

- (1) 本事業に関する埼玉県令和6年度当初予算が成立しなかった場合には委託契約は行わない。
- (2) 提出書類は、本業務の受託候補者の選定以外の目的に使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合はこの限りでない。

## 13 担当者連絡先

6（2）と同様